

# 税財源は、あるところにはたくさんある！

～主権者である国民の皆さんのご意見をお伺いします！～

国を富ませ地域の活性化を支える

公平な税制が必要だ！・・・これは行きすぎた直間比率を是正するものだ！

1

公平な税制の大原則は  
応能負担である

税の大原則は応能負担であり、累進税率で担税力に応じて負担してもらう事が公平な税制である。

消費税の本質は、封建時代の人頭税と同じで低所得者、高齢者、扶養家族のいる勤労世帯、フリーランス、小規模事業者等に重い税金だ。しかも「物とサービスの消費に課税する」ので、税率を上げれば上げる程消費は停滞する。一方輸出産業は輸出品をつくるために支払った消費税が全額還付されるので、内部留保資金や資本の蓄積に有利となつている。

消費税創設の目的は直間比率の見直しであり、1997年に5%へ引き上げた段階で国民所得比は所得税に次いで2番目であり、直間比率の見直しは既に終了している。にもかかわらず政府は、1999年から消費税を福祉目的税と位置付け、将来EUのように税率20%を目指している。しかし消費税（附加価値税）を福祉目的税にしている国は、わが国以外世界中にどこにもない。消費税率を上げても財政健全化は出来ない事は、元大蔵官僚も指摘している。それは消費税の弾性値は低く、景気が良くなても税収の伸びも低いからである。

2

国を富ませ地域の活性化を支える  
公平な税制の制定について

新型コロナと物価高で苦しんでいる人や企業にとって、消費税の減額はガソリン税の引下げと共に待ったなしである。

消費税を5%にして、その減収分以上は応能負担の原則に基づき、担税力のある法人企業に累進税率の導入、富裕層の課税上限額と累進税率の適正化、金融所得課税への累進税率の導入、子会社の配当益金不算入の見直し等によって確保する。

この消費税減税、法人税及び所得税の適正化の三税一体改革によって確かな税財源を確保して、積極財政で経済を活性化させ、働く人の賃金を上げ税収を増やし、経済の好循環をつくり地域の活性化を支える。

なお、小規模事業者（一人親方やフリーランス）を苦しめるインボイス制度は延期して見直しをする。

3

消費税(5%への減税)、  
法人税、所得税三税一体改革は  
政治の決断で実現できる。

新型コロナウイルスの発生で、税収に対する影響が心配されたが、2019・20年度の決算、2021年度の補正、2022年度の当初予算額を考えると、この三税一体改革は同時に実現できる。

2020年度末の法人企業の内部留保資金は、銀行・保険業を含めて550兆円、

2021年9月末の家計の金融資産は、1,999.8兆円も蓄積されており担税能力は十分ある。

この三税一体改革は蓄積されている内部留保資金や家計の金融資産に課税する富裕税（財産税）ではなく、今後毎年発生する所得に適正な負担を求めるものである。経済界や労働界、学識経験者などの有志が、令和国民会議（令和臨調）を設置して、財政、社会保障の持続可能性を担保するための提言をまとめとの事である。わが国の経済財政が危機的だと考えるならば、法人企業にも富裕層にも十分理解して頂けるものと確信している。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵略戦争拡大による世界経済の大混乱によって、消費税の5%への減税を先行することも検討することとする。

## 《消費税（5%への減税）、法人税、所得税の適正化三税一体改革試算例》

法人税、所得税増収分約14兆5,400億円 - 消費税5%減収分約13兆7,500億円 = +7,900億円

## 第208回通常国会中間報告

2022年2月14日（予算委員会）・  
2月17日（予算委員会第三分科会）  
3月9日（地方創生特別委員会）  
に質問に立ちました。  
公式ホームページ  
(<https://www.fukudaa-houtoku.com>)  
に資料もございます。  
ぜひご覧ください。



公式ホームページ

※実行するにあたっては、金融所得課税にも累進税率を導入すると減収になるので、その分は法人の子会社からの配当益金不算入の見直しなどによって確保する。